

## 建築物省エネ法における軽微な変更

### 軽微な変更 A

### 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更

次のア～エまでの変更が該当

- ア 建築物の高さ又は外周長の減少
- イ 外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少
- ウ 空気調和設備等の効率の向上又は損失の低下となる変更  
(制御方法等の変更を含む。)
- エ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又増設